

# 国立大学法人東京医科歯科大学テニュアトラック教員の任期の特例に関する規則

〔平成24年1月12日  
規則第2号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学教員の任期に関する規則（平成16年4月1日規則第58号。以下「教員任期規則」という。）第8条に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学テニュアトラック制に関する規則（平成24年1月12日規則第1号。以下「テニュアトラック規則」という。）により雇用される教員（以下「テニュアトラック教員」という。）の任期の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(テニュアトラック教員の任期)

第2条 テニュアトラック教員の任期は、教員任期規則第4条第1項にかかわらず、5年以内とする。

(同意)

第3条 テニュアトラック教員に任用される者の同意は、教員任期規則第6条にかかわらず、テニュアトラック規則第6条によるものとする。

附 則

この規則は、平成24年1月12日から施行し、平成23年12月1日から適用する。